

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町及び県民等の責務を明らかにするとともに、必要な措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを基本として行われなければならない。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進は、誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が障がいについての知識及び理解を深めることを基本として行われなければならない。

3 障がいを理由とする差別の解消を図るための取組は、差別する側と差別される側とに分けて、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町等との相互の連携及び協力の下に、障がいを理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う障がいを理由とする差別を解消するための施策に関し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じることその他の障がいを理由

とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者とその家族に対する理解を深めるとともに、県又は市町が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。

(障がいを理由とする差別の禁止)

第7条 全ての県民は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、これを怠ることによって障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じ、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(広域専門相談員)

第8条 障がいを理由とする差別の解消に関し、次に掲げる事務を行わせるため、広域専門相談員を置くことができる。

(1) 特定相談に応じる者に対し、指導及び助言をすること。

(2) 特定相談のあった事例に関する調査研究をすること。

(3) 特に専門的な対応を要する特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供をすること。

(4) 特に専門的な対応を要する特定相談に係る関係者間の調整をすること。

(5) 関係行政機関への通告、通報その他の通知をすること。

(6) 次条第1項の申立てに関する援助をすること。

2 広域専門相談員は、障がいを理由とする差別の解消に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場において、誠実にその事務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第9条 障がい者は、自己に対する障がいを理由とする差別が行われた場合において、広域専門相談員等に対する特定相談によってもなお問題が解決しないと認めるときは、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の場合において、当該障がい者の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該障がい者の家族その他の関係者は、同項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが、当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令の規定に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職員の職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第10条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査をするものとする。

2 広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に第1項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 前条第1項の申立てがされた事案（以下「対象事案」という。）の当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、第1項の調査（前項の規定により広域専門相談員がその全部又は一部を行う場合を含む。以下同じ。）に協力するよう努めなければならない。

5 第1項の調査を行う職員又は広域専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（助言又はあっせん）

第11条 知事は、前条第1項の調査を行ったときは、次に掲げる場合を除き、愛媛県障がい者差別解消調整委員会に対して、当該調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認められる場合

(2) 対象事案の性質上、助言又はあっせんをすることが適当でないとして認められる場合

2 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、対象事案の解決に必要な助言案又はあっせん案を作成し、これを当該対象事案の当事者その他の関係者に提示することができる。

3 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者その他の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第12条 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、前条第2項の規定によりあっせん案を提示した場合において、対象事案の当事者が、正当な理由がなく、当該あっせん案を受諾しないとき又は受諾したあっせん案の内容に従わないときは、必要な措置をとるよう当該当事者に勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該当事者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（公表）

第13条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

ない。

(愛媛県障がい者差別解消調整委員会)

第14条 第11条及び第12条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛媛県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者、保健医療関係者その他の障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、障がい者及びその家族等で構成される団体を代表する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(広報の推進等)

第15条 県は、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解と関心を深めるとともに、障がい者と障がい者でない者との交流を促進するため、必要な広報及び啓発を推進するものとする。

2 県は、障がい者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするために必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、障がいを理由とする差別を解消するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。